

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年7月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月26日から同年8月15日まで縦覧に供する。

平成28年7月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業) 竜王地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業) 赤山川地区	〃
〃	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業) 大出水地区	〃